

公益財団法人福島県国際交流協会多文化共生・国際交流人材バンクの 活動者に対する謝金に関する参考基準

(目的)

第1条 この参考基準は、公益財団法人福島県国際交流協会多文化共生・国際交流人材バンク制度要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定を受け、公益財団法人福島県国際交流協会（以下「協会」という。）又は要綱第10条第1項に定める依頼団体が同条第3項に定める活動者に対し支払う謝金について、制度の趣旨から保障されるべきと協会が考える基準を定めることにより、多文化共生・国際交流人材バンク制度の適正な運営を確保することを目的とする。

(謝金の参考基準)

第2条 人材バンクの種類に応じた謝金は、次の各号のとおりとする。

(1) 語学人材

① 通訳活動

1回につき3,000円(2時間まで)、以下1時間ごとに1,000円追加する。

② 翻訳活動

原稿が日本語の場合は600字まで3,000円、以下200字ごとに1,000円追加するものとし、原稿が外国語の場合は、これに準ずるものとする。

(2) 国際理解講座等講師人材

1回につき3,000円(2時間まで)、以下1時間ごとに1,000円追加する。

(3) 外国の子ども支援人材

1回につき3,000円(2時間まで)、以下1時間ごとに1,000円追加する。

2 協会は、前項の規定にかかわらず、人材バンクの活動の内容に応じて、謝金を別に定めることができる。

3 依頼団体は、活動者との協議により、この参考基準によらず謝金を定めることができる。

(委任)

第3条 この参考基準の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この参考基準は平成28年4月1日から施行する。